
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱い及び償却原価の償却方法

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱い及び償却原価の償却方法についての ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

II. これまでの審議の経緯

2. 第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 193 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）（以下「第 494 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金の測定として原則として IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の実効金利法による償却原価に関する定めを取り入れ、関連する次の論点については別途検討を行うことを提案していた。

(1) 貸付金に関する手数料の取扱い

(2) 償却原価の償却方法

3. このため、本資料では、ステップ 2 を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱い及び償却原価の償却方法に関する事務局の分析及び提案をお示しする。

III. 検討の観点の整理

4. ステップ 2 の進め方として、第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）（以下「第 478 回企業会計基準委員会等」という。）では、次の目的に沿って今後の基準の開発を行って

いくことを提案していた¹。

(ステップ2)

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

5. 前項で示すステップ2の目的の考え方として、第478回企業会計基準委員会等では、IFRS第9号の予想信用損失モデルを日本基準に取り入れるにあたり、IFRS第9号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定めを明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れることを提案していた。これは、IFRS第9号と実質的に実務を整合させることを目指すという趣旨であり、金融商品の分類及び測定に関するIFRS第9号の定めを全面的に取り入れることによりIFRS第9号を適用した場合の予想信用損失の算定結果と完全に一致させることを意図して設定したものではなかった。
6. このようにIFRS第9号の分類及び測定に関する定めを全面的に取り入れることは所与としていないが、その一方、ステップ2において国際的な比較可能性を確保することを重視していることは変わらないため、ステップ2において金融商品の分類及び測定に関する論点についてIFRS第9号の定めを取り入れるかどうかを検討するにあたり、国際的に説明可能であるかどうかを考慮することが必要と考えられる。特にIFRS第9号の定めを取り入れない又はIFRS第9号と異なる取扱いを定める場合には、その理由が国際的に説明可能であることが重要と考えられる。
7. これを踏まえ、ステップ2を採用する金融機関における貸付金に関する手数料の取扱い及び償却原価の償却方法について、国際的に説明可能であるかどうかという観点からIFRS第9号の定めを取り入れるかどうかについての事務局の分析及び提案をお示しする。

IV. 貸付金に関する手数料の取扱い

(会計基準の定めの確認)

¹ ステップ2と合わせて、ステップ4については、「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。」ことを目的として、今後の基準開発を行っていくことを提案していた。

IFRS 第9号における定め

8. IFRS 第9号では、金融サービスに対する手数料という名称は、提供されたサービスの性質及び実質を示していない場合があるため、実効金利の不可分の一部である契約当事者間で授受される手数料については、実効金利の調整として取り扱うこととされている² (IFRS 第9号 B5.4.1 項及び付録 A)。この点に関して、金融資産に関する実効金利の不可分の一部である手数料には、次のものが含まれるとされている (IFRS 第9号 B5.4.2 項(a))。
- 金融資産の組成又は取得に関して企業が受け取った組成手数料。こうした手数料には、借手の財政状態の評価、保証・担保及び他の保全の取決めの評価と記録、金融商品の条件の交渉、文書の作成と処理及び取引の終結などの活動に対する補償が含まれる場合がある。これらの手数料は、結果として生じる金融商品への関与の生成の不可分の一部である。

日本基準における定め

9. 金融商品会計基準等³では、デリバティブを除く金融資産の取得時における付随費用（支払手数料等）は取得した金融資産の取得価額に含める一方、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、取得価額に含められないこととしている（金融商品実務指針第56項）。
10. 一方、金融商品会計基準等では、金融商品の取得時に取引に付随して生じた収益（受取手数料）の取扱いについて明確な定めはなく、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。以下「収益認識会計基準」と合わせて「収益認識会計基準等」という。）の適用範囲に含まない（収益認識会計基準第3項(5)及び第107項、収益認識適用指針第2項）ことから、対応する役務の実態に応じて会計処理されていると考えられる。

(ASBJ 事務局の分析)

11. これまでの審議及び関係者へのアウトリーチ等を通じて、貸付金に関する手数料の

² IFRS 第9号において純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に関する手数料については、当該金融商品の当初認識時に収益又は費用として認識するとされている。

³ 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

中には融資審査等の事務手続から生じるコスト（初期費用）に対応するものが存在しており、このような手数料は実効金利と区分し、費用と収益の対応という観点から実態に応じて会計処理した方が良いとの意見が聞かれている。また、手数料を実効金利の調整に含めるとする IFRS 第 9 号の定めを取り入れることによる実務上の負荷を懸念する意見が聞かれていた。

12. ステップ 2 の目的を踏まえると、実効金利の不可分の一部である手数料について実効金利の調整として取り扱うとする IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることが考えられる。また、IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも IFRS 基準に従い作成する連結財務諸表を作成するうえで、基本的に修正が不要となる観点からも、金融資産に関する実効金利の不可分の一部である手数料の例示（IFRS 第 9 号 B5. 4. 2 項(a)）を含めて IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることが考えられる。
13. 一方、IFRS 第 9 号は金融サービスに対する手数料という名称は提供されたサービスの性質及び実質を示していない場合があることを実効金利に含める理由にしているが、特定の役務に対する手数料であることが明確である場合に手数料を実効金利と区分して取り扱うことは、考え方としてありえる。この場合には、手数料を実効金利に含めず、収益認識会計基準等に準じて、手数料に対応する役務を別個の履行義務として識別し、履行義務の充足時に収益として認識することが考えられる。
14. ただし、この場合においても、手数料の料金設定が対応する役務との関係で合理的であることが前提となると考えられる。例えば、手数料の料金設定が対応する役務に関して発生するコストに一定のマージンを加えたものである場合には、料金設定が合理的と言える可能性が高い。
15. また、金利は低い契約当初に貸手が手数料を受け取る商品と金利は高い貸手が手数料を受け取らない商品を同時に販売しており、借手に支払方法の選択を認めているケースが見受けられる。このようなケースについては、見方によっては、手数料を金利により調整していると捉えることもできる。その場合、契約当初に貸手が手数料を受け取っている場合にのみ区分処理することは合理的ではないと考えられる。
16. したがって、手数料の取扱いに関する IFRS 第 9 号の定めを原則として取り入れつつ、以下をすべて満たすことを条件として、手数料を実効金利に含めず、収益認識会計基準等に準じて、手数料に対応する役務を別個の履行義務として識別し、履行義務の充足時に収益として認識することができるということが考えられる。

- (1) 特定の役務に対する手数料であることが明確である。
 - (2) 手数料の料金設定が対応する役務との関係で合理的である。
 - (3) 手数料が対応する貸付金の金利水準を調整するものではない。
17. 前項の条件をすべて満たさない場合、実効金利の不可分の一部である手数料は実効金利の調整として取り扱うことになるが、この場合には実務負担に対する懸念への対応としては十分でない可能性がある。そのため、我が国の実務として手数料と金利を区分して管理していることを踏まえ、以下の手法を認めることが考えられる。
- 特定の役務に対することが明確である手数料を契約当初に受け取るが、本資料第 16 項の(2)又は(3)を満たさない場合、当該手数料を実効金利の調整には含めず、貸付金の会計処理とは区分して、当該手数料を同種の契約とグルーピングして予想存続期間にわたり級数法等の合理的な方法により認識することができる。
18. 前項の手法は、個々の金融商品単位で手数料を実効金利の調整とする代わりに、近似値となるよう、同種の金融商品をグルーピングしたうえで予想存続期間にわたり調整するものである。
19. 本資料第 17 項の手法を適用した場合、手数料を実効金利の調整には含めないため、取得価額と債権金額との間に差額が無い場合には約定金利が実効金利と一致すると考えられる。この場合には、予想信用損失の測定において貨幣の時間価値を考慮する際に用いられる利率についても、貸付金の償却原価で使用される利率と整合的に、約定金利が用いられることになると考えられる。
20. 仮に日本基準で本資料第 16 項に記載したオプションを設けた場合には、「金融サービスに対する手数料という名称は提供されたサービスの性質及び実質を示していない場合がある」という IFRS 第 9 号の前提への例外として国際的に説明していくことになると考えられる。また、仮に日本基準で本資料第 17 項に記載した手法を認めた場合には、手数料を実効金利の調整とした場合に近似する方法として認めていると国際的に説明していくことになると考えられる。

(ASBJ 事務局の提案)

21. 以上の事務局の分析を踏まえ、実効金利の不可分の一部である手数料を実効金利の調整として取り扱う IFRS 第 9 号の取扱いを原則として取り入れつつ、以下を条件として、手数料を実効金利に含めず、収益認識会計基準等に準じて、手数料に対応する役務を別個の履行義務として識別し、履行義務の充足時に収益として認識する

ことができるとしてはどうか。

- (1) 特定の役務に対する手数料であることが明確である。
- (2) 手数料の料金設定が対応する役務との関係で合理的である。
- (3) 手数料が対応する貸付金の金利水準を調整するものではない。

22. さらに、契約当初に提供する特定の役務に対することが明確である手数料を契約当初に受け取るが、前項の(2)又は(3)を満たさない場合、当該手数料を実効金利の調整には含めず、貸付金の会計処理とは区分して、当該手数料を同種の契約とグルーピングして予想存続期間にわたり級数法等の合理的な方法により認識することができるとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント1

1. 第21項に記載のように、手数料について一定の条件のもとで実効金利に含めず、区分して収益認識する方向性についてどう考えるか。
2. 第22項に記載のように、手数料について同種の契約とグルーピングして予想存続期間にわたり認識する方向性についてどう考えるか。
3. 第21項と第22項のいずれの方向性もさらに検討を進めるべきか。いずれかに絞って検討を進めるべきか。
4. 第21項及び/又は第22項のいずれの方向性による検討を進めることを前提とした場合、第494回企業会計基準委員会等で提案した引当における貨幣の時間価値の考慮、IFRS第9号における償却原価の採用及び利率（実効金利の算定等）について原則としてIFRS第9号の定めを取り入れるとする方向で今後の検討を進めることについてどう考えるか。

V. 償却原価の償却方法

(会計基準の定めの確認)

IFRS第9号における定め

23. IFRS第9号では実効金利法により償却原価及び金利収益を算定するとされている（IFRS第9号第5.4.1項及び付録A）。

日本基準における定め

24. 債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性質が金利の調整と認められるときは、当該債権を償却原価法により算定するとしている（金融商品会計基準第14項）。
25. 償却原価法とは、有価証券利息をその利息期間（受渡日から償還日まで）にわたって期間配分する方法であり、原則として利息法によるものとしている。ただし、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することができるとしている（金融商品実務指針第70項）。

(ASBJ 事務局の分析)

26. 第494回企業会計基準委員会等では、予想信用損失の測定に関する原則の1つである引当における貨幣の時間価値の考慮に関するIFRS第9号の定めを採用すると共に、貸付金の測定としてIFRS第9号における償却原価を採用することを提案していた。
27. この点に関して、第193回金融商品専門委員会を含むこれまでの審議及び関係者へのアウトリーチ等では、システム対応等の実務上の負荷や現行の税制との親和性の観点から、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを望むコメントが聞かれていた。
28. ステップ2では、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準を目指すことを目的としており、償却原価の償却方法として定額法を容認することについて国際的に説明していく理屈が必要と考えられる。
29. この点、第494回企業会計基準委員会等でお示ししたとおり、IFRS第9号における貸倒引当金控除前の償却原価とは契約上のキャッシュ・フローを実効金利で割り引いた金額である。このため、償却原価により認識する利息は貨幣の時間価値の巻戻しを意味するものであり、債権の貸借対照表計上額と債権金額との差額に対して定額法で会計処理することを概念的に正当化することは必ずしも容易でないと考えられる。また、予想信用損失について貨幣の時間価値を考慮した場合、貸付金の測定と予想信用損失で不整合が生じることが考えられる。
30. なお、税制との親和性については、当委員会による基準開発を受けても現行の税制が維持されるかどうかは現時点で明らかではない。税務と会計が一致しない場合、一致する場合と比べて企業の実務上の負担があると考えられるが、将来の税制を想定して基準開発を行うことは困難であると考えられる。

31. 定額法をオプションとして採用することに関して国際的に説明を行っていく場合、理屈と実務上の負荷の両面からの説明が必要と考えられるため、当該オプションをサポートする理屈があればご教示頂きたい。

ディスカッション・ポイント2

本資料第31項に記載した定額法をオプションとして認める場合、国際的に説明可能な理屈に関するご意見を伺いたい。

以 上